

茨城県図書館協会調査研究委員会設置要項

(目的)

第1条 茨城県図書館協会規約（以下「規約」という。）第4条第2号の目的を達成するため、規約第6条第3項第2号の規定に基づき、調査研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 委員会は、次の事業を行う。

- (1) 図書館運営の諸問題についての調査研究に関すること。
- (2) その他、会長が必要と認めた事案についての調査研究に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 公共図書館部会 4名
 - (2) 大学図書館部会 1名
 - (3) 県立図書館 2名
 - (4) その他必要に応じて会長が認める者
若干名
- 2 委員は、会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は、委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、協会役員及び委員以外の者の出席を求め意見、助言を聴取することができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は会長が別に定める。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で異動した場合は、当該施設における後任者が残任期間の任務を行う。ただし、委員の異動先が協会加盟館であって、委員本人と異動先の施設を代表する者が了承した場合はその委員が、その委員を推薦した部会が当該委員後任者以外の者を推薦する場合はその者が、残任期間の任務を行うことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、協会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めのない事項は、委員会において別に定める。

付 則

この要項は、平成18年5月19日から施行する。

付 則

この要項は、平成20年5月23日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年5月23日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年5月25日から施行する。